

(1990年3月23日第3種郵便物認可) (毎月1日新) 1991年11月1日 全国民闘連ニュース 第61号(1)

全国民闘連ニュース

第 6 1 号
1 9 9 1 年
1 1 月 1 日

年間購読料三千円

発行 民族差別と闘う連絡協議会

連絡

〒537 大阪市東成区東小橋3-20-11近畿ビル3F8号
TEL 06-972-1608 FAX 06-973-5666
〒201 川崎市川崎区桜木1-8-22
TEL 044-288-2997 (FAX兼用)

第1回

「在日韓国・朝鮮人の 未来と人権」研究集会 (報告集 PART I)



<はじめに>

1991年11月2日～3日にかけて、第1回「在日韓国・朝鮮人の未来と人権」研究集会が府立労働センターを中心に開催されました。

「歴史をふりかえりつつ、共生社会の実現を目指して」という集会テーマにも見られるように、この研究集会は、在日韓国・朝鮮人の人権を未来志向でとらえ、そして、在日朝鮮人史、民族差別撤廃運動史の再考をふまえたものでした。

また誰もが参加し、在日韓国・朝鮮人の未来を
——記念シンポジウム——

来と人権を様々な角度から研究討議できるようにと従来の交流集会から、研究集会的な部分を独立させました。

集会は約700名の参加の中、積極的な研究・討議が行われました。初日のシンポジウムでは「在日に対する戦後補償問題」を当事者から提起。2日目は5つの分科会にわかれ、研究討議を深め、また、パネルディスカッションでは民族差別撤廃運動を時代背景と照らし合わせながらふりかえり、開かれた日本社会への展望が語られました。

『今、在日に対する戦後補償を問う』

田中宏 氏 (愛知県立大学教員)

今年(1991年)の1月に川崎の石成基さんが、戦傷病者戦没者遺族等援護法(以下、援護法と略す)の法律に基ずく、戦争傷害による障害年金の請求をしました。

奇しくも、その時期は湾岸戦争の真っ只中であり、日本国内が「国際貢献」という台詞の下に、その戦争にどのように関与していくべきか国論が沸騰していました。それはまさしく、戦後日本が戦争責任をどのようにとられてきたかが問われることになったのです。

そして最終的には湾岸戦争に自衛隊を部隊として海外へ送りだしました。このことは、

戦後補償の問題を考える一つのポイントになると思います。

その次に、外国人登録法の中で指紋押捺義務を果たした法律が制定されたその二日後に援護法が制定されました。指紋をとる外国人登録法は、その年の法125という番号が付いています。そして、援護法が同じ年の127番であり、旧植民地出身者の在留資格を規定したあの法126があいだに挟まれている



田中宏

す。この年はまさに在日の戦後の歴史の出発点であると思います。

もうひとつこの問題を考える重要な原点とも言えるものは、戦争ではかなり多くの人々が傷ついたと言われていますが、日本政府は日本人にはいたれりつくせりの措置を取ってきました。援護法を始めとする日本軍人・軍属に対する恩給制度は、旧植民地出身者の国籍を剥奪したうえで、日本人のみを対象とした実に巧みにできた法律であると思います。

いわゆる日本の戦争犠牲者に対する戦後政策は、日本の歴史観つまり過去の戦争が何であったのか、という問題をはらんでいます。戦後補償といえば“お金”という捉え方をされがちですが、意図的にお金をださないということは、裏側から見れば過去の戦争に対する責任、あるいは過去の戦争から何を学び、反省するのかという点に、日本社会の恐ろしい欠点があることが認識されていないということになります。



鄭商根 氏(戦後補償裁判原告)

私が鄭商根です。東大阪に住んでいます。なぜ裁判を起こしたのかをみなさんにお話します。

20年前、厚生省相手に嘆願書を出しましたか外国人のため却下されました。大阪府の障害年金と軍人恩給の係にも行きましたが、「自分たちがやったのではないので、いずれ良いことがあるでしょう」と言われて追い返されました。そして私は提訴することにしたのです。裁判所への書類は自分で作りました。当初は支援する人もいませんでした(その後

鄭商根さんの戦後補償裁判を支える会が結成される)。

私は皆さんの力を買ってでもこの裁判は勝ちたいです。私にとって“第2次世界大戦は終わっていません”。

私が会社の社員として勤務中事故で怪我をすれば保険があります。それなのに、国のために働いて何の補償もないようなこんなバカな話しはありません。

姜富中 氏(強制徴用体験者)

私は1920年5月7日生まれです。1942年呉海軍に三重県から徴用されました。三重県から数千人徴用されたと思います。

呉から船に乗り3週間程かかってラバールへ入港しましたが、約20日間船に乗せられたまま翌年の元旦を迎えられました。そして船から降ろされ、「本日は正月だから、みんな慰安所に行ってこい」と言われました。慰安所の前は沢山の行列でした。その中からは言葉には出せない叫び声(泣き声は朝鮮の女の子たちばかり)があげられており、今でも耳にこびりついて離れません。私は耐えられなくなり、隊を離れ一日中暇をつぶした後戻ってくると、「お前は日本政府のすることにはむかった」と言って殴られました。とにかく何をしても通らない時代でした。

私はウソや自慢話をしているのではありません。見てきた事実を言っているのです。

私はこの(戦後補償)問題の結論が出るまで死ぬに死にきれません。



鄭商根

姜富中

陳石一

陳石一 氏(援護法適用申請中)

私は大阪から南方郵送船(株)の第12南進丸に乗って、石油を東ボルネオバリックパンに運んでいる時に(米軍機の攻撃によって)負傷しました。負傷したのは'45年4月で、巡り巡って7月に舞鶴に運ばれ、石川



陳石一

の海軍病院で終戦を迎えました。そして院長に呼ばれ「お前ら朝鮮人は朝鮮へ帰すんだ。お前も帰る支度をしろ。」と言われましたが「金もない、足もない俺が帰れるか。」とはむかいました。

'52年援護法が制定された時、厚生省援護課へ行きましたが窓口で追い帰されました。岸内閣にもあいましたが、「まあまあせらず日韓会談が終われば一切片付きますから」と言われました。厚生省、外務省と振り回されましたが、結局私たちの話しあう窓口がないのです。

法律は第2の問題です。法律があって解決ができますか?日本人が解決しなければならぬのです。

丹羽牙佳女 氏(弁護士)

鄭商根さんの裁判は、1月30日援護法の適用を受ける地位の確認と適用から除外され差別、苦痛を受けた損害賠償を求めて提訴しました。

この裁判のポイントは二つあります。一つは戸籍条項によって適用からはずすことは憲法第14条に違反している。二つ目は、国際人権規約26条法の前の平等の保護に違反している、ということです。

これに対して国側は、戸籍条項は4月1日に遡及して適用されるため付則2項によって旧植民地出身者を適用させないために設けた。14条違反というが、これは立法裁量の範囲内にすぎず合理的な立法である。国際人権規約については合理的な差異に基づくものであり違憲問題は生じない。また日韓請求権協定で完全解決済み、と主張しています。

私たちはこれに対する反論を準備しています。

91年8月27日参議院予算委員会におけ

る条約局長見解では、「日韓請求権協定に係り、個人の請求権についてはまだ残っている。」という主旨の見解と、国際法上個人が持っている請求権を放棄することは国家としてできない、という確立した学会見解があるという事実です。また帰化すれば適用させたものを、日韓請求権協定以後、帰化した者も排除されるようになったのはなぜなのかを、明らかにする必要があります。また1989年国連人権規約委員会は、フランス陸軍の退役軍人であるセネガル人に対する年金給付において、フランス政府が格差を付け差別的な給付を行ったことは、国際人権規約のB規約に違反すると表明しています。これは、日本の軍人・軍属として軍務についた鄭さんと同じであり、これによって援護法における、国籍戸籍は全く関係がないと言えます。

真に人権を確立し、アジアの人と共に生き真に友好的に生きていくためには、この裁判を勝ち抜くことであると思っています。



分野別交流会

公務員と国籍条項

参加者 74名

今回の交流会は、公務員として働く在日韓国・朝鮮人の職場で共に働く日本人など各分野、地域から参加を得ました。

はじめに、交流会の意義説明があり、自己紹介をかねてそれぞれの思いを語りました。国籍条項撤廃の成果により在日韓国・朝鮮人が働く職場では、本名で働きやすい職場を築いていくことや17年前に入った在日が管理者になろうとしている状況があること、また在日韓国・朝鮮人を増やし、横のつながりをもたなければいけないという問題点が浮き彫りにされました。一方、アジアハウスの人からは在日韓国・朝鮮人を保母として採用されたにも関わらず本名を名乗らず、簡単にやめていもう経験談などの話があり、個人の自覚の問題でもあるが、在日3世が朝鮮人として自覚して生きようとする環境すら奪われている日本社会の問題も浮き彫りにされました。この交流会に参加している一人一人が職場で支えていく人になっていくことが大切だ、といった意見が述べられました。

また、文公輝氏からは、大阪市一般事務職の国籍条項撤廃を求める取り組みの報告がありました。文君を支える2世のオモニからは

是非頑張ろうと力強い話がされた。公務員採用問題では、在日外国人教員の採用が常勤講師にされることや郵便局内務職の国籍条項など多くの問題が山積みされていることが各方面から報告されました。

交流会は、多くの課題と短い時間では語れず、終わっていったという感じでありました。今後この交流会を機に、公務員同士のつながりが広まることを期待します。



在日韓国・朝鮮人保護者

参加者 62名

保護者交流会では、アボジ、オモニ、教育関係者、そして関心のある人たちが集まり、子どもをもつオモニ、アボジの思い、学校教育に対する不満と望み、家庭での悩み、自分の被差別体験、生い立ちなどを語り合いました。

交流会は、司会の挨拶と参加者全員の自己紹介のあと、高槻のオモニである金優子さんが「子どもを本名で行かしているけど、自分の子どものときのことを思い出して考えると



子どもに辛い思いをさせているのではないか。親も元気に強く生きていることを伝えていきたい。」と自分の思いを語られました。

その後、守口、八尾、川崎、兵庫、岡山、三重のオモニ、アボジ達が学校のこと、本名のこと、家のことなど日頃思っていることを集まってきたオモニ、アボジの共感を呼びながら次々と語られていきました。参加していたアボジ、オモニの共通した思いは、「親が頑張っていることを子どもに伝えたい。親の生き方、思いを伝えていくことで、子ども、教師、学校、地域社会が変わって欲しい。」という思いでした。

この交流会により教育や民族差別のことを考えている保護者が集まり、互いに思いを交流・交歓することの楽しさを知ることができ、こうした交流会を定期的に持っていきたいという共通した思いになりました。次回の保護者交流会が楽しみです。

高校生交流会

参加者 30名

芦原橋の福祉センターで行われた高校生交流会は、大阪を始め兵庫、奈良、神奈川と各地から高校生が集まりました。最初にOGである李桂子さんから高校時代どうやって頑張ってきたのかという話をみんなで聞き、その

後3つに分かれて班別討論を行いました。ほとんどが在日韓国・朝鮮人ということでホッとするのでしょうか、いろんなことが語られます。

「朝鮮語をしゃべるハルモニ(祖母)が恥ずかしくて家を出なかった」「『韓国へ帰れ』と言われた」「付き合っている日本人の子に私のしんどさわかって欲しい」「本名で就職できるかどうか不安やわ」「できることなら指紋を押したくなかった」と。

高校生に重くのしかかっている民族差別の現実がこの交流会で改めて浮き彫りにされました。彼(女)らが展望をもって、生き生きとできる社会を先輩としてどう作り上げていくのかが問われていると思います。



4日はみんなでバレーボールを行いました。日頃は「若い」と豪語している指導員もやはり高校生にはついていけません。ハアハアと息を切らしながらボールを追いかけるのが精一杯でした。

涙あり、笑いありの高校生交流会でしたが今後は一人ぼっちでいる高校生をもっとたくさんつないでいきたいと思います。そのためにも指導員・教師の取り組みをより一層進めたいと考えています。

分科会報告

第1分科会

参加者 80名

国籍条項問題



「国籍条項問題」をテーマとした第1分科会では、国籍条項撤廃運動が全国的な広がりを見せていることを反映してか、全国各地で公務員、教員などの国籍条項撤廃運動に取り組む7名の方から報告がありました。

＜文公輝氏；大阪市立大学生＞

大阪市職員採用における国籍条項の撤廃を求めて昨年と今年の2度とも韓国籍のみを理由に受験を拒否されました。特に今年1月の日韓覚書以後は自治省の指導で大阪市の態度は硬化しています。昨年、人事委員会などを中心に発足させた「国籍要件にかかわる研究会」も自治省の対応に追われるだけで何もやっていません。また話し合いの継続を要求しても閉鎖的で強固な姿勢を崩さず、これを打ち破るため、在日韓国・朝鮮人の住む各地域での集会、市への直接要請など今後取り組みを進めていきたいと思っています。

＜中川克己氏；大阪府教職員組合＞

今年1月の日韓覚書を受けて文部省より、採用試験の受験を認めるが、教諭としてではなく常勤講師として採用するように通達が出されました。全く締め出していた県などからみれば前進ですが、大阪のように既に教諭採用しているところでは大きな後退です。常勤講師採用は新たな差別を生み出します。文部省には通達の修正と、自治体の判断を尊重するよう交渉しました。しかし自治体に対する文部省の指導は厳しく、三重県などは常勤講師として採用することを決定し、大阪、東京は態度を保留したままです。来年度以降も教諭採用継続の運動を強めていきたいと思っています。

＜竹之内富雄氏；

白龍寅君の神戸市職員採用裁判を支える会＞

1985年より、国籍条項は違憲であるとして裁判になっていました。神戸市は裁判の中でほとんど釈明できず、人間の医者はよく

てなぜ獣医はだめなのか。歯科医はよくて歯科助手はなぜだめか。課長になるのは少ないから水際で排除する必要はないではないか。一つ一つつきつめると、国籍条項に合理的な理由はないことが裁判の中でも明らかになりました。原告が病に倒れて裁判は取り下げましたが、国籍条項撤廃の闘いは今後も続けていきます。

<桑野博氏；周人植君の裁判を支える会>

福岡県教委は周人植君の教員採用試験の願書を文部省の方針だとして拒否しました。裁判闘争に入り署名活動なども行ってきました。裁判で文部省側は教諭は学校全体の教育活動の企画・立案・決定に関与するからだめとしたが、日本国籍でないとどういう不都合があるのかこたえられませんでした。今年1月の日韓覚書を常勤講師とし、教諭としては採用しないことを明らかにしました。これを受けて裁判を取り下げ、あらためて福岡での在日朝鮮人教師の実現をめざして取り組んでいくことにしています。

<金泰和氏；杉並区職員>

現在、杉並区の給食員調理員として働いているが、現業職から事務・技術職への転職試験の国籍条項の撤廃を求めています。

23区人事委員会などへの追求も進めてきました。杉並区当局は非常に差別的な体質で

す。「君は給食調理を希望して入ったのだから、給食をやっていればよい」「帰化してきたのか」などの発言を繰り返しました。

マスコミなどにも取り上げられ、運動は広がりを見せています。今後とも大衆行動をバネにがんばっていきます。

<大石文雄氏；横浜市職員>

横浜の闘いは全国に比べると遅く、今年の4月に横浜国籍条項撤廃連絡会議を結成したすぐに横浜市に要望書を提出したが未だに回答が示されていません。要望書だけでなく、市民に投げ返すために署名もとっています。

<板橋洋一氏；川崎地方自治研究センター>

88年より市職員採用の国籍条項要望書を提出し、回答を迫る中で川崎市は「外国人市民施策幹事会」を設置し、外国人市民（主として在日韓国・朝鮮人）の権利改善のための24項目の課題をまとめました。また、「川崎市の外国人市民施策のあり方の調査研究」が川崎市からの委託ではあるが設置され、報告が提出されました。革新市政をおこなってきた川崎市がまず国籍条項を撤廃しなければならないと思います。

7名の報告を受けて解説の岡義昭氏がまとめ、さらに質疑応答をおこないました。



第2分科会

参加者 44名

生活権



第2分科会では「生活権」ということで、
＜入居差別＞の問題と＜障害年金差別＞の問題について各地からの報告を受けました。

まず＜入居差別＞の問題では、大阪の「入居差別を考える会」の褒建一氏と、奈良の「入居差別を許さない会」の一原正人氏より、それぞれの現状が報告されました。

＜褒建一氏；入居裁判原告＞

家主が当初の「契約の自由」から「収入面」での拒否に主張を変え、在日外国人に部屋を貸したときの悪印象を縷々証言していますがそれが根拠のない差別であることは明白です。また行政(府)側は、かつてこの件で宅建業者を指導したことは誤りで、宅建業法はあくまで「経済上の公正」を主としており、同法で差別への対処はできないといいますが、これは逃げ口上のほかの何ものでもありません。現在も堂々と＜入居差別＞が行われていることには怒りを覚えますが、差別を受けた「在日」側の“あきらめ”の意識も問題だと思えます。

＜一原正人氏；奈良入居差別を許さない会＞

橿原の夜間中学の在日一世の話から子息が立て続けに4回もの＜入居差別＞を受けたことを知り、そこから取り組みが始まりました。

差別に実態調査を経て、家主へ抗議と要請文を送り、一人の家主とは話し合いをもち「偏見」と認めさせることができましたが、他の家主とは面会もできない状況にあります。宅建業者や行政に対しては、これから追求していく予定です。さらに集会も開きました。

これらを受けて解説者の仲原氏は、＜入居差別＞が法的に何ら根拠のない心理的差別であり、その意味では家主への糾弾と話し合いは有効であること。今後は指導を強めるように行政を動かしていく必要があると整理されました。

次に＜障害年金差別＞問題については、神戸・大阪・福岡で運動を進めている、それぞれの当事者から報告がありました。

＜竹中漢邦氏、栗山氏；

障害年金の国籍条項を撤廃させる会＞

国が年金法を改正するまでの暫定的な所得保障として、神戸市に年金の代替制度を求めましたが、市当局は「差別」として認めなかったので市議会に請願を出しました。請願が採択されて代替制度はできましたが支給額が低く、生活保護受給者は除外であるなど、問題点を多く残していることが報告されました。

<金政玉氏；民族差別を許さない葛飾の会>

先行していた福岡や神戸の運動に勇気づけられて、葛飾区と交渉し始めました。社会党区議の斡旋で区議会に代替制度の請願を出して採択され、来年から実施させる見通しになったことが報告されました。ただ、区が代替制度を所得保障の観点ではなく、在宅援護の枠の中で捉え、支給額を低く押さえようと考えている点には問題があります。

<慎英弘氏；

在日外国人の障害年金差別をなくす会>

神戸の運動に刺激されて会を結成して大阪市と交渉を始め、当局の堅い対応の中で、市内在住の在日の無年金者の概数を調査・公表させ、当事者の生活実態を市当局に認識させる場を設定してきました。労働組合等の協力を得て、署名や情宣活動にも取り組んできました。また大阪では、議会への請願や陳情をせ

ずに当局の立案として代替制度を発足させるよう運動を進めています。

<李幸宏氏；在日韓国・朝鮮人の

年金差別に抗議する会>

福岡での取り組みは早く、厚生省への交渉も数回行ってきましたが、誠意のある対応はみられません。また北九州では、立ち上がった当事者の行政区がまちまちで、運動として進めにくい状況にあり、今後は、全国連絡会を通して各地の仲間と結び付きを強めながら、年金法改正に向けて取り組んでいきたいと思っています。

これらの報告に対して解説者の仲原氏からは、昨年の分科会よりも参加者は増えており、運動の確実な広がりが感じられること。大阪市のこの問題を「差別」と表明したのは、一歩前進であること。また自治体の代替制度については、議会への陳情や請願の方法でいくのか、行政側から立案させていくのか、各地の状況に応じて進めていくべきこと。国による年金法の改正は当面、議員提案で進めていかざるをえないことなどの助言がありました。



第3分科会

参加者 51名

戦後補償・戦跡保存

第3分科会では、「戦後補償・戦跡保存」の問題について討議が行われました。昨年の夏頃から、新聞・ニュースなどマスコミで取り上げられたこともあり、かなり関心も高くその中で、「戦跡保存の運動について」「清算されない歴史を問う」「鄭商根さんの戦後補償裁判を支える会」の三者から報告がされました。

まず、高槻タチソ戦跡保存の会から、全国の現状と保存の運動状況として、各地に残っている<軍事地下工場><地下軍事施設><その他の関連施設>などが説明され、保存の難しさ(土地所有の関係、環境開発、国・自治体の姿勢)があることや、高槻では、行政交渉・調査・情宣などをしながら保存にむけた運動を展開していることが報告されました。

次に、在日の戦後補償を求める会から、「求める会」の発足経過及び石成基さん、陳石一さんが厚生省に行政審査請求を提出したのち、どのようにその後の運動が進められてきたのかを報告されました。そして、当事者である陳石一さんから、戦時中の体験談と朝鮮人労働者がどのような扱いを受けてきたのか話が語られました。また、関東大震災時における朝鮮人大虐殺について、死体が千葉、埼玉、神奈川などに集められ、焼かれた場所など貴重な体験談が報告されました。

最後に支える会から、裁判の経過と今後の方向性及び、戦後日本政府がいかに在日韓国・朝鮮人・台湾人を「援護法」から排除して



きたのか、「国籍条項・戸籍条項」の問題を分かりやすく説明され、この裁判の国側の不当性を訴えた。また当事者である鄭商根さんからは、「戦後45年間、腹にたまったものを、少しでもいいから多くの人達に知ってもらいたい」という思いを胸に、裁判を起こしたきっかけが語られ、第1回口頭弁論の意見陳述文を力のこもった声で朗読されました。

また、各報告の後に、解説者の田中宏氏から、法律的な分野と他の国の戦後補償はどうなっているのか、また、様々な角度から戦後補償問題について報告をされました。予定していた3者からの報告が終わってから、まとめて質疑応答と各地で取り組みをしている団体からの意見・報告を受けました。

八王子市地下壕問題を考える会から、現状と課題の報告がありました。従軍慰安婦問題では、朴美津子さんより、「戦時中、日本政府によってむりやり従軍慰安婦としてかりだされた金学順氏の来日を機に、いまやっとこ

の問題を取り組み始めました。」と話され、今後の協力を求めアピールをされました。

そして、奈良県橿原市在住の在日一世である金享達さんから、「戦後補償問題をこれからも盛り上げながら進めていって欲しい。私も微力ながら、支援させてもらおう。」と、力強

い言葉を頂きました。

最後に田中宏氏から、全体の意見についてまとめて頂き、司会から、今私たちが行っている運動の重要性と盛り上げが大切であるということで分科会を終えました。



第4分科会

参加者 62名

教育実践



教育の分科会は、(1)高槻の教育実践の現状と課題、(2)大阪市内の民族学級の取り組み、(3)木いちご舎のとりくみの現状と課題について報告がありました。

(1)高槻の教育実践の現状と課題の報告では、中学校での差別事象から見てきた事と子ど

も会指導員の取り組みに対する反省を柱に話がされました。学活時の先生の在日朝鮮人の子どもに対する差別的な発言に対し、取り組みをすすめてゆく過程の中で、在日朝鮮人保護者が思いや願いを語り始められた事が報告されました。その保護者の「自分の味わた

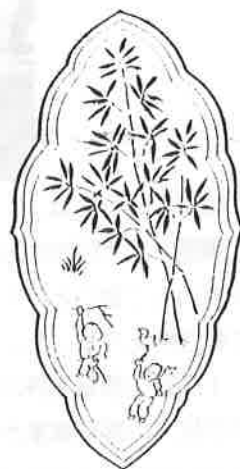
様なくるしみを二度と子どもには経験させたくない」という願いを原点としながら、親・学校・地域指導員の互いの関係をいかに築いていくのかということが問われていると報告されました。また、子ども会指導員としての反省点として、子どもの被差別体験のくやしさを痛みを受けとめるにとどまり、そういった思いを訴えてゆく場をつくりきれなかった事があげられました。高槻においては、在日韓国・朝鮮人教育事業が発足し、7年目を迎え教育内容の創造と実践が問われており、教師・指導員・親がお互いの理解を深め協力できる関係をつくってゆく事が課題であると報告されました。

(2)大阪市内の民族学級のとりくみについては、在日韓国・朝鮮人の子ども達が多数在籍する学級において、体全体で朝鮮人であることを表現する民族まつりの取り組みを通じ日本人との交流が生まれる事が報告されました。この民族学級の報告に対し、「対象事業の把握の方法」や、「課外等の理由による親の反応について」の質問が出されました。また、「民族性の根拠基準とは何か」といった質問が出され、これに対し、報告者から「三世は生まれ方自体に民族性が欠落し、一世とは明らかに違うが、『自分自身こそが朝鮮人』と感じられる部分がそこに近いのではと思います。」と答えがありました。また、日本国籍をもつ朝鮮人の保護者という立場から、「日本社会で生活している中でつかんでいく自らの民族性は、唯一の朝鮮人である自分だと思った。」という発言がありました。次に、民族学級に対して、「民族学級の同胞の子の現状は見えるが、日本人の子との関わりが良く見えない。日常に生活している子ども達のつ

ながりはどうなのか。」という問いに対し、「同胞の立場にたって民族学級は必要不可欠なものという視点でつくられていきました。民族学級の教室に同胞の子がクラスの日本人の友達を連れてくる姿もみられます。」と答えられました。更に「少数者の自己確立の場として民族教育があり、自分のことを大切に思うことが、他者を理解し、お互いを認め合う関係を築いてゆく」といった発言が会場からありました。

(3)木いちご舎のとりくみの現状と課題について報告がありました。6年間の取り組みの中で、大きな分岐点にさしかかっている事や、スタッフ体制の問題、地域との関係の問題、子どもの異年齢間のつながりなどについて報告されました。本名を名のっている子どもとそのまわりの日本人の子ども達の関係についての話がだされました。会場からは報告に対し、本名の取り組みに対して、もっと深く取り組んでゆく事の必要性についての指摘がなされました。

最後に、解説者の方から、各地域の在日外国人教育基本方針に関する話がだされました。



第5分科会

参加者 54名

法的地位

<佐藤信行氏;RAIK>

この間の入管法・外登法関係の様々な論議を大ざっぱではありますが紹介したいと思います。まず91年問題の決着の評価ですが、1月10日の「覚書」により日韓二国間の一定の政治的収束をみましたが、日韓の歴史的責任の所在は明記されず91年問題イコール指紋問題という矮小化された形の決着であり、この間の在日韓国・朝鮮人の闘いは結局二国間協定を越える政治的な力をもつことができなかったといえます。この「覚書」を受け3月10日に出された入管特例法ですが、まず、これまでの「協定」「特例」永住は「特別」永住という形で一本化されましたが、例えばアボジが一端朝鮮半島に帰り解放後日本に戻った人の子はこの特別永住にならないし、再入国を取らないまま出国し協定永住を奪われた人、在日中国人二世などもこの特別永住の対象にならないという不十分なものであります。次にこの入管法というのは、つきつめれば退去強制に行き着くのですが、この退去強制事項も本質的に何ら変わっていないと言えます。また再入国許可に関しても有効期間を現行の2年から最大5年としています。問題はこの許可が従来どおり「法務大臣の自由裁量」によって決めらるということであり、真の永住権とはいえないわけです。次に指紋問題ですが、92年1月に外登法「改正」法案が提出される見込みです。いくつか案が出ていますが、法務省としては全外国人か



ら指紋をなくすという考えには至っていません。もしそうなったとしても常時携帯義務は残すと言っています。今後の入管法を打ちやぶるために、人権問題という観点から外国人労働者の問題等も視野に入れながら取り組んでいかなければならないと考えます。

<窪田亮二氏；

在日外国人の参政権を考える会・福井>

今年5月2日福井で李鎮哲氏をはじめとする4名の在日が提訴しました。各々日本に50～60年も在住しているにも係わらず選挙人名簿に登録されていないことに対し、損害賠償1名につき100万円を求める訴訟です。マスコミはこの提訴に関し、大きな関心を示し、ニュースを広く流し市民に訴えかける役割を果たしてくれました。5月19日に参政権を考える会が発足し、現在約60名の会員内在日は4分の1で組織されています。会としての活動としてまず、県内の各政党へのアンケートを行いました。自民党は地方参政権を認めるべきではないし、帰化すれば解決するとの回答、社会党は認めるべきである



と回答、公明党は将来的に認めるべきであるとの回答、共産党は憲法上今は難しいとの回答、民社党は回答なしという結果でした。このアンケートと同様のものを県議会に対しても行いましたが、ほとんど同じような回答が返ってきました。7月19日初めての裁判が開かれましたが、裁判所はこちら側(原告側)の意見陳述の場をなかなか認めようとせず、そもそも憲法論議をする気がないといった状況です。裁判そのものを有意義なものとしていく一方、参政権問題にとどまらず在日の生活に関わる問題もこれから進めていきたいと思っています。地方レベルで12月の人権週間にも人権推進委に訴えていきたいと思っていますし、自治労の役割も考えながらこの問題の解決に取り組んでいきたいと考えています。

<金英達氏>

1990年から始まった日朝交渉により在日、特に現在朝鮮籍を持っている者の法的地位についての問題点を、いくつか考えてみたいと思います。1952年以降これまで日本政府は韓国のみを国家として認め、民法上も大韓民国法を南北の区別なく適用するとの行政解釈を貫いてきましたが、日朝国交が樹立された場合、これまでの韓国との片面的国交関係を今後共和国とどうバランスをとっていくのか、すなわち日朝法的地位協定なるものを新たに結び、現在の特別永住より安定した永住権の確立を目指すのか、又在日の韓国、共和国国籍の選択はどうするのか、又自由に選択しようとしても、パスポート発給等において韓国、共和国双方は何らかの政治的条件をつけるのかどうか、徴兵の問題はどうするのか等々、様々な問題を抱えることとなります。いずれにせよ、日韓条約の時と同じく経済的援助の目的で在日を取り引きの材料にされるべきではなく、在日が主体となって注文をつけていかなければと考えています。

編集後記

- 明けましておめでとうございます。今年も変わらぬご支援をよろしくお願いいたします。
- 今頃になって第1回「在日韓国・朝鮮人の未来と人権」研究集会の報告集を出すことになったことを深く反省しております。
- 昨年からニュースの遅れについて多くの方から指摘を受けご心配をかけておりますが、ニュース編集体制も、民闘連改革議論と並行する形で再建を考えております。ご迷惑をおかけすると思いますが、当面は次号においてつくことを目標に努力していきますので、お許してください。
- ニュース60号の中で大変多くの誤字脱字があり、購読者の方から指摘を受けました。以後気をつけるとともに、深くお詫びいたします。